

自治基本条例って 何ですか? vol.18

前回のVol.17(平成29年12月号)では自治基本条例の第5章(町民)第21条について解説しました。今号では、第22条を紐解いていきます。

第5章(町民)

第22条(町民の権利)

町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。

- 2 町民は、町政に参加する権利を有します。
- 3 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。
- 4 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。
- 5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。

第23条(事業者の役割)

事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内

で事業活動を行う者をいいます。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。
- 3 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

解説・考え方

町民がまちづくりに積極的に関わるためには、町民の権利が保障されることが重要です。第22条は、町民のまちづくりにおける権利として、情報を知る権利、町政に参加する権利、町政に意見を表明する権利、公正な行政サービスを受ける権利、まちづくりの参加または不参加によって不利益を受けないことを定めています。

また、第23条では、まちづくりにおける事業者の役割について定めています。事業者も地域社会の一員として位置づけられることから、事業者に対し、まちづくりへの配慮を求めています。

八雲町ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)制度について

八雲町出身者や八雲町に ゆかりのある方へ PRをお願いします

◆平成29年11月30日現在寄附金額 **597,618,687**円(52,336件)

町では平成20年度から、活気あふれる個性豊かなまちづくりを進めるため「ふるさと応援寄附金」を募集しています。町民皆さまから知友人に寄附制度をPRしていただきますようご協力をお願いします。

○八雲町ふるさと応援寄附金の概要

【記念品の贈呈】※町外在住者からのご寄附のみ

当町では寄附の奨励および町内産業の活性化を目的に、八雲町外に在住で1万円以上の寄附をされた方に対し、記念品として町特産品などを贈呈しています。

【優遇内容】

ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)制度の寄附金控除を受けるには、下記の方法があります。どちらの方法も寄附金額から2,000円を差し引いた残りの金額が控除されますが、控除額には上限があり、所得額等により異なります。

①確定申告

寄附した翌年に税務署で確定申告をすることで、寄附金額の一部が所得税および住民税から控除されます。

②ワンストップ特例制度

5団体以内のご寄附で、確定申告の予定がない給与所得者等に限り、寄附先の自治体に申請することにより、寄附金額の一部が住民税から控除されます。

【八雲町ふるさと応援寄附金申し込み先】

- ・八雲町ふるさと応援寄附金のWEBページ
<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/fund/content0005.html>
- ・寄附金ポータルサイト さとふる 八雲町WEBページ
<http://satofull.jp/town-yakumo-hokkaido/>



八雲町QR



さとふるQR

【問い合わせ先】企画振興課企画係 ☎0137-62-2300